

財 関 第 6 4 6 号  
平成 28 年 5 月 25 日

各 税 関 長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 佐川 宣寿

### 関税法基本通達等の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）等の一部を下記のとおり改正し、平成 28 年 6 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）の一部を次のように改正する。

（I 税関様式の一部改正）

1. 税関様式 C 第 5610 号の次に別紙 2-1 を加える。
2. 税関様式 C 第 5612 号の次に別紙 2-2 を加える。
3. 税関様式 C 第 5614 号の次に別紙 2-3 を加える。
4. 税関様式 C 第 5622 号の次に別紙 2-4 を加える。
5. 税関様式 C 第 5624 号の次に別紙 2-5 を加える。
6. 税関様式 C 第 5626 号の次に別紙 2-6 を加える。
7. 税関様式 C 第 5630 号の次に別紙 2-7 を加える。
8. 税関様式 C 第 5642 号の次に別紙 2-8 を加える。
9. 税関様式 C 第 5644 号の次に別紙 2-9 を加える。
10. 税関様式 C 第 5662 号の次に別紙 2-10 を加える。
11. 税関様式 C 第 5716 号を別紙 2-11 のように改める。
12. 税関様式 C 第 5728 号を別紙 2-12 のように改める。
13. 税関様式 C 第 5738 号を別紙 2-13 のように改める。
14. 税関様式 C 第 5740 号を別紙 2-14 のように改める。
15. 税関様式 C 第 5742 号を別紙 2-15 のように改める。
16. 税関様式 C 第 5744 号を別紙 2-16 のように改める。
17. 税関様式 C 第 5744 号の次に別紙 2-17 から別紙 2-24 までを加える。

18. 税関様式C第5810号の次に別紙2-25を加える。
19. 税関様式C第5812号の次に別紙2-26を加える。
20. 税関様式C第5814号の次に別紙2-27を加える。
21. 税関様式C第5822号の次に別紙2-28を加える。
22. 税関様式C第5824号の次に別紙2-29を加える。
23. 税関様式C第5826号の次に別紙2-30を加える。
24. 税関様式C第5830号の次に別紙2-31を加える。
25. 税関様式C第5842号の次に別紙2-32を加える。
26. 税関様式C第5844号の次に別紙2-33を加える。
27. 税関様式C第5863号を第5861号に改める。
28. 税関様式C第5862号の次に別紙2-34を加える。
29. 税関様式C第5916号を別紙2-35のように改める。
30. 税関様式C第5928号を別紙2-36のように改める。
31. 税関様式C第5938号を別紙2-37のように改める。
32. 税関様式C第5940号を別紙2-38のように改める。
33. 税関様式C第5942号を別紙2-39のように改める。
34. 税関様式C第5944号を別紙2-40のように改める。
35. 税関様式C第5944号の次に別紙2-41から別紙2-48までを加える。

(Ⅱ 記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙2-49「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第3 知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19年6月15日財関第802号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第4 知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査について（平成20年3月31日財関第351号）の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。